

●市県民税の税制改正

4. 高齢者非課税措置の廃止

平成17年度まで、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人は非課税でしたが、その措置が廃止されます。

ただし、経過措置として、昭和15年1月2日以前に生まれた方で平成17年分の所得が125万円以下の人は、平成18年度課税分については所得割額および均等割額をそれぞれ $\frac{1}{3}$ ずつ減額し、平成19年度課税分（平成18年分の所得が125万円以下の人）についてはそれぞれ $\frac{1}{2}$ ずつ減額します。平成20年度課税分からは全額が課税になります。

	所得割	均等割
～平成17年度	非課税	非課税
平成18年度	税額の $\frac{1}{3}$ を減額	市民税 1,000円 県民税 300円 税額の $\frac{1}{3}$ を減額
平成19年度	税額の $\frac{1}{2}$ を減額	市民税 2,000円 県民税 600円 税額の $\frac{1}{2}$ を減額
平成20年度～	全額	市民税 3,000円 県民税 1,000円

5. 定率控除の半減

平成17年度まで、所得割額の15%が一律に減税（上限額4万円）されていましたが、平成18年度課税分（平成17年中の所得にかかる分）は減税額が半減されます。

区分	改正前		改正後	
	減税額	減税額上限	減税額	減税額上限
市・県民税	所得割額×15%	4万円	所得割額×7.5%	2万円
所得税 (参考)	所得税額×20%	25万円	所得税額×10%	12万5千円

今回の税制改正では、上記のとおり、とりわけ65歳以上の年金生活の方には影響が大きいと思われます。今まで非課税だった人が課税となったり、これまで必要のなかった住民税の申告や所得税の確定申告をしなければならぬ方も増えることとなります。

さらに詳しい内容につきましては、市税務課市民税担当までお問い合わせください。

問合せ先 税務課市民税担当（内線233・234）

所得税と市県民税の申告が始まります

2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後4時
※土曜日・日曜日は休み
ところ 市民会館3階大会議室

◆年金受給者還付申告相談会
年金受給者の還付申告を先行受付します。
とき 2月3日(金) 午前10時～午後4時まで
ところ 市民会館3階大会議室

◆農業所得収支内訳書作成相談会
昨年まで、農業標準所得で申告されていた方を対象に農業所得収支内訳書作成相談会を開催いたします。
とき 2月7日(火) 午前9時30分～11時30分
午後1時30分～4時
ところ 市民会館3階大会議室

◆国民年金保険料の納付手続き方法が変わりました
平成17年所得分から、国民年金保険料を社会保険料控除として税務申告する際に、社会保険料から送られてくる「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収書を添付することが義務付けられました。
詳しくは、魚津社会保険事務所 ☎0765-241494へお問い合わせください。

◆障害者控除の対象者認定について
障害者手帳の交付を受けていなくても、年齢が65歳以上で次の要件に該当される方は、税法上の障害者控除の対象となる場合があります。
①障害者(身体・知的・精神)に準じる方
②ねたきりの方(6カ月以上)
詳しくは、福祉課(内線332、333)へ



平成18年度市県民税の主な税制改正について

税制改正により、平成18年度分の個人市・県民税が次のとおり改正されます。

1. 高齢者控除の廃止

平成17年度まで、65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の人には「高齢者控除」として48万円の所得控除がありました。平成18年度課税分（平成17年中の所得にかかる分）から廃止されます。

また、高齢者控除と重複して受けることができなかった寡婦・寡夫控除を受けることができるようになります。(ただし、寡婦・寡夫控除を受けるには、申告が必要です。)

2. 公的年金などの控除額引き下げ

平成17年度まで、65歳以上の人の公的年金などに対しては最低140万円の控除がありましたが、平成18年度課税分（平成17年中の所得にかかる分）から最低120万円に引き下げられます。

なお、65歳未満の人の控除については変更ありません。

※公的年金に係る雑所得の金額＝公的年金などの収入額(A)－公的年金等控除額(B)

●65歳以上の人(昭和16年1月1日以前に生まれた人)

平成17年度まで		平成18年度から	
公的年金などの収入金額(A)	公的年金等控除額(B)	公的年金などの収入金額(A)	公的年金等控除額(B)
260万円以下	140万円	330万円以下	120万円
260万円超 460万円以下	収入金額×25%+75万円	330万円超 410万円以下	収入金額×25%+37.5万円
460万円超 820万円以下	収入金額×15%+121万円	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+78.5万円
820万円超	収入金額×5%+203万円	770万円超	収入金額×5%+155.5万円

●65歳未満の人(昭和16年1月2日以後に生まれた人)

公的年金などの収入金額(A)	公的年金等控除額(B)
130万円以下	70万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25%+37.5万円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+78.5万円
770万円超	収入金額×5%+155.5万円



3. 均等割額の減額措置の廃止

平成16年度まで、均等割を納める夫と生計を一にする妻で夫と同じ市町村内に住所を有する人については均等割がかかりませんでした。この措置は廃止され、平成17年度課税分は経過措置として $\frac{1}{2}$ に減額となっていました。平成18年度課税分（平成17年中の所得にかかる分）からは全額が課税になります。

年 度	妻の均等割額
～平成16年度	0円
平成17年度	2,000円(市民税1,500円、県民税500円)
平成18年度～	4,000円(市民税3,000円、県民税1,000円)